岐阜県加茂郡白川町河岐
字貝洞　五九三番八　一号及び十七号
五九三番一　二号、三号及び十三号
字両洞　五九一番　四号、五号、十一号及び十二号
五八一番　六号、七号及び十号
五七七番　八号及び九号
字貝洞　六一七番一　十四号から十六号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
不動川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第二百六十四号で指定した土地の区域を除く。）
岐阜県瑞浪市釜戸町
字足股　一〇六四番一　一号から三号まで及び十三号
字裏山　一〇六九番五一二　四号及び十二号
一〇六九番三〇二　五号、六号、十号及び十一号
一〇六九番四九八　七号及び八号
一〇六九番五一七　九号
一〇六九番一一八　十四号から十七号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木曽谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成六年建設省告示第千五百六十二号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県中津川市加子母
字上平　三五八七番三　一号及び二号
字渡合　三四二三番二六五　三号から七号まで
二四二三番二六七　八号及び九号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂垣谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十三年建設省告示第二百三十六号で指定した区域を除く。）

岐阜県中津川市加子母
字鳥洞　三一七七番一　一号、十二号及び十三号
字起野　三一二五番一　二号及び十一号
三一〇五番　三号
三一〇〇番三　四号
三〇九一番一　五号
三〇八九番四　六号及び八号
三〇八九番七　七号
三一一四番三　九号
三一一六番一　十号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県中津川市加子母
字平田　二三五一番二一九　一号
二三五一番二二一　二号及び三号
二三五一番二二二　四号から六号まで
二三五一番二五三　七号
二三五一番二四三　八号及び九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
厚谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百九十八号で指定した土地の区域を除く。）
岐阜県中津川市加子母
字平田　二三五一番一七　一号、三号、四号、六号及び七号
二三五一番一五　二号
二三五一番二六　五号

○国土交通省告示第千七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十月二十六日
国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山手谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県丹波市青垣町佐治
字コズミ　一〇一七番一及び一〇一七番四
一〇一八番から一〇二〇番まで
字城山　一〇二一番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市青垣町佐治
字下市場　六六八番　一号
六五九番四　八号
字愛宕山　一〇一二番一　二号及び三号
字コズミ　一〇一七番一　四号
一〇二〇番　五号
字城山　一〇二一番二　六号及び七号

○国土交通省告示第千七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十月二十六日
国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中今別川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県東津軽郡今別町大字今別
字中沢　二七六番　一号及び十四号
二七五番六二六　二号
二七五番一六七　三号から八号まで及び十二号
二七五番八八一　九号
二七五番六三一　十号
二七五番六三〇　十一号
二七五番六二八　十三号

○海上保安庁告示第二百三十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十三年十月二十六日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　船泊港北防波堤灯台
位　置
所在地　北海道船泊港（北防波堤外端）
北緯　四五―二六―五一
東経　一四一―〇一―四八
変更した事項
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年九月十四日

名　称　礼文西港鉄府北防波堤灯台
位　置
所在地　北海道礼文郡礼文町（礼文西港鉄府北防波堤外端）
北緯　四五―二五―一〇
東経　一四〇―五九―一九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年九月十四日

名　称　湊港西外防波堤灯台
位　置
所在地　兵庫県湊港（西外防波堤外端）
北緯　三四―二〇―〇〇
東経　一三四―四三―二七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年九月十四日

名　称　能登中ノ島灯台
位　置
所在地　石川県七尾市（中ノ島）
北緯　三七―〇九―二七
東経　一三六―五四―四六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
光達距離　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・二メートル
変更年月日　平成二十三年九月十四日

○海上保安庁告示第二百三十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十三年十月二十六日
海上保安庁長官　鈴木　久泰